
周遊旅行促進等観光支援事業 運営業務

(観光で西日本を元気に！！「13府県ふっこう周遊割」)

取扱マニュアル 旅行者版

Version 18/10/15 17:00

1. はじめに

本書は、山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業運営業務（13 府県ふっこう周遊割）における補助金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業運営業務について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	4
4. 事務局連絡先	5
5. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	5

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・【事務局様式 3 - 1】山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金交付申請書
- ・【事務局様式 3 - 2】山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金請求書
- ・【事務局様式 4】個人情報同意書
- ・【事務局様式 5】山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金宿泊証明書
- ・【事務局様式 6】山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金行程表

2. 山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業運営業務について

(1) 概要

山口県平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業運営業務（13 府県ふっこう周遊割）。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、山口県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（補助金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。「周遊旅行促進事業」の事業があります。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

【平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 30 年 9 月 30 日（日）までなされた宿泊】

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県において、山口県を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、山口県内での宿泊に係る料金に対して補助金を交付します。

【平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までなされた宿泊】

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、山口県を含む合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、山口県内での宿泊に係る料金に対して補助金を交付します。

※山口県内の 2 泊以上の連続した宿泊も補助金の対象となります。

補助金を受けるためには、旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型に限る）に参加する方法と、旅行者自身が補助金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 2 種類があります（2 つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 補助金額

周遊旅行促進事業は一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として補助金を交付します。また、山口県の支援上限は、周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除き、1 人当たり延べ 5 泊までです。

(4) 対象となる期間

周遊旅行促進事業の対象期間は、**平成 30 年 8 月 28 日 (火) 以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日 (金) から平成 30 年 11 月 30 日 (金) までになされた宿泊 (平成 30 年 12 月 1 日 (土) チェックアウト)** です。

(5) 対象となる宿泊施設

山口県内の旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・補助金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、補助金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「6,000 円※既に山口県観光支援事業における 4,000 円の割引が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

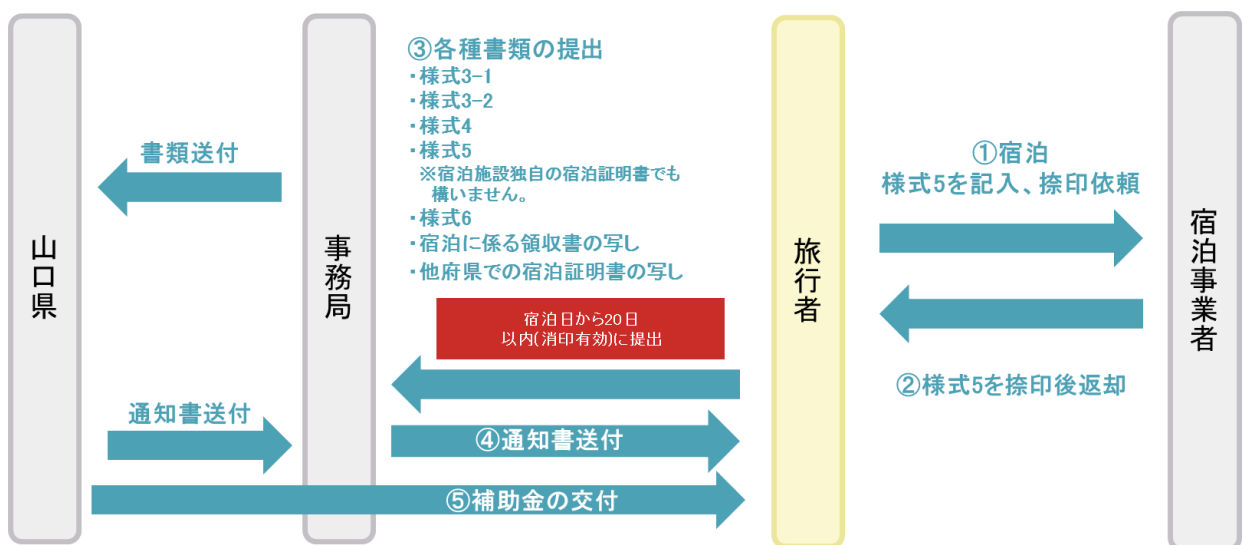
(1) 概要

補助金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）
2. 周遊旅行促進事業（上記以外）

(2) 周遊旅行促進事業（割引企画旅行への参加以外）の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **20 日以内（消印有効）**

に事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「宿泊証明書【事務局様式5】」

については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・【事務局様式3-1】山口県平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金交付申請書
- ・【事務局様式3-2】山口県平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金請求書
- ・【事務局様式4】個人情報同意書
- ・【事務局様式5】山口県平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金宿泊証明書
- ・【事務局様式6】山口県平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金行程表
- ・宿泊に係る領収書の写し
- ・他府県での宿泊証明書の写し

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/yamaguchi.html>

(4) 注意事項

- ・補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられません。

(5) 書類の送付先

「13府県ふっこう周遊割」山口県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13府県ふっこう周遊割」山口県事務局

営業時間：10：00～17：00

(土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1 (土)・9/8 (土) は営業)

TEL：086-232-6520 FAX：086-232-1220

メール：yamaguchi_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

